

平成30年12月

# 伊那市議会定例会議案書

平成30年11月26日

## 平成30年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の廃止、変更及び認定について……………	3
議案第2号	市道路線の廃止について……………	5
議案第3号	伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	6
議案第4号	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	8
議案第5号	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例……………	9
議案第6号	伊那市農業公園条例の一部を改正する条例……………	10
議案第7号	公の施設の指定管理者の指定について……………	14
議案第8号	平成30年度伊那市一般会計第4回補正予算について……………	15
議案第9号	平成30年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について…	16
議案第10号	平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について……………	17
議案第11号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算について……………	18

## 市道路線の廃止、変更及び認定について

下記のとおり市道路線の廃止、変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1578	下河原5号線	西町 5148番2先	西町 5149番2先		メートル 55.0	メートル 4.9～5.5

## 変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-1267	下河原4号線	前	西町 5139番12先	西町 5154番2先		メートル 360.3	メートル 2.5～4.7
		後	西町 5139番12先	西町 5151番2先		369.9	2.5～4.7

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1689	小黒4号線	西町 5328番3先	西町 5352番1先		メートル 190.9	メートル 5.0
I-1690	小黒5号線	西町 5295番2先	西町 5295番5先		91.5	4.0

平成30年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記路線は、市道環状南線整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1328	中学東線	高遠町東高遠 232番6先	高遠町東高遠 204番4先		メートル 123.7	メートル 3.5～5.5
T-1443	一長沢線	高遠町藤沢 700番先	高遠町藤沢 700番先		263.1	2.2～3.0
T-1813	硫黄沢支線	高遠町藤沢 6865番1先	高遠町藤沢 6865番1先		79.6	2.0～4.2

平成30年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、市道としての機能を喪失しているため、提案するものであります。

伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市手数料徴収条例（平成18年伊那市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍の附票の写し	1通につき 300円
----------	------------

」を

「

戸籍の附票の写し	窓口における 交付	1通につき 300円
	多機能端末機 による交付	1通につき 250円

」に、

「

9 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項を証明した書面の交付	1通につき 450円
------------------------------	--------------------------------	------------

」を

「

9 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の記録事項を証明した書面の交付	窓口における 交付	1通につき 450円
		多機能端末機 による交付	1通につき 400円

」に

改める。

別表第3中

「

1 所得に関する証明	1件につき 300円
------------	------------

」を

「

1 所得に関する証明	窓口における交付	1件につき 300円
------------	----------	------------

多機能端末機による交付
-------------

1件につき 250円
------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

多機能端末機による証明書等の交付の種類を追加することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例（平成 24 年伊那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「という。）」の次に「第 78 条の 2 の 2 第 1 項並びに」を、「基づき、」の次に「共生型地域密着型サービスの事業及び」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (3) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準  
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）については、新条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、同号」を「までの間は、この条例による改正後の伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号」に、「修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修（同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているもの」に改め、同条第 2 項中「係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員研修のうち最初のをいう。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

伊那市農業公園条例（平成 18 年伊那市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

## 第 2 条第 2 項の表中

「

交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪 3 4 1 6 番地 1
地域食材提供施設	みはらしファームバーベキューガーデン	伊那市西箕輪 3 9 0 0 番地 1 0 0

」を

「

交流促進施設	交流促進施設やってみらっし	伊那市西箕輪 3 4 1 6 番地 1
地域食材提供施設	バーベキューガーデン	伊那市西箕輪 3 9 0 0 番地 1 0 0

」に

改める。

## 第 4 条第 3 号の表中

「

	(2) パンづくり体験に関する事
みはらしファーム交流促進施設	(1) みはらしファームの総合案内に関する事。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関する事。 (3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関する事。
みはらしファームバーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関する事。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関する事。

」を

「

	(2) パンづくり体験に関する事
ドッグラン	(1) ドッグランの維持管理及び運営に関する事。
交流促進施設やってみらっし	(1) みはらしファームの総合案内に関する事。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関する事。

	(3) お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。
バーベキューガーデン	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。 (2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関する こと。

」に

改める。

第5条第1項の表中

「

みはらしファーム 交流促進施設	午前9時から午後5時まで（た だし、お菜洗い場は、午前9時 から午後3時まで）		年末年始（ただし、 お菜洗い場は、1月 から10月まで）
みはらしファーム バーベキューガー デン	4月から9月 まで	午前10時から 午後7時まで	11月から翌年の3 月まで
	10月	午前10時から 午後5時まで	

」を

「

交流促進施設やっ てみらっし	午前9時から午後5時まで（た だし、お菜洗い場は、午前9時 から午後3時まで）		年末年始（ただし、 お菜洗い場は、1月 から10月まで）
バーベキューガー デン	4月から9月 まで	午前10時から 午後7時まで	年末年始
	10月から3 月まで	午前10時から 午後5時まで	

」に

改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「お菜洗い場」を「ドッグラン及びお菜洗い場」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（市長による管理）

第14条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第4条

第3号に規定する施設の管理を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合における第5条、第6条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第6条	指定管理者	市長
別表	利用料金	使用料

(使用料)

第15条 第10条の規定にかかわらず、市長が管理する施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上特に必要と認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第1を削り、別表第2中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、

「

名称	区分	利用料金
----	----	------

」を

「

名称	区分		利用料金
ドッグラン	1頭	1年間	12,000円
		1回につき	300円
	2頭目以降1頭につき (同一使用者の場合に限る。)	1年間	6,000円
		1回につき	100円

」に

改め、同表を別表とする。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

ドッグランの管理を指定管理者に行わせる等のため、提案するものであります。

## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 1 みはらしファーム

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
ドッグラン	はびろ農業公園管理組合	平成31年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで
交流促進施設やってみらっ し	はびろ農業公園管理組合	平成31年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで

## 2 集会施設

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
青島交流センター	青島区	平成31年 4月 1日から 平成41年 3月31日まで

平成30年11月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成 3 0 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年11月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 30 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 11 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝